2. この規程は平成 30 年 12 月 3 日第 5 回理事会の議決により、即日施行する。

◎特別組合員規程

(目 的)

第1条 この規程は、三重県美容業生活衛生同業 組合(以下組合という)に長年貢献し、高 齢化又は病気等により少なからず営業に支 障をきたす、という状況にあるものの、組 合運営に引き続き協力したいと希望する組 合員を、特別組合員として優遇し、組合組 織の強化発展に寄与することを目的とする。

(資格)

- 第2条 特別組合員とは以下の各号全てに該当す る者を言う。
 - 1) 組合員又は家族従業員の単独営業であること
 - 2) 組合加入後満30年(通算)を経過していること
 - 3) 年齢が満70歳以上であること
 - 4) 体調不良や介護等やむをえない事由により定休日以外に頻繁に休業したり営業に支障をきたしたりしていること

(由 請)

- 第3条 前条の各号全てに該当する組合員で、希 望者は特別組合員申請書を支部を経由して 理事長へ提出することができる。
 - 2. 特別組合員は、第2条各号のいずれかに 該当しなくなったとき、速やかに支部を経 由して理事長へ届けなければならない。

(特別組合員証)

第4条 理事長は、特別組合員申請が適正である と認められる場合、支部を経由して当該組 合員に特別組合員証を発行する。

(特典及び義務)

- 第5条 特別組合員は以下の特典及び義務を負う。
 - 1) 一般組合員と同様の待遇を組合(本部) から受けることができる
 - 2) 希望者は組合本部、支部等の役職に就くことが免除される
 - 3)組合費等の減免(本部組合費の半額)を受けることができる
 - 4) 支部費等の減免は各支部において決定する。

- 5)全美連「美容所賠償責任補償制度」に加入しなければならない
- 2. 前項第3号の対象及び詳細は組合理事会において決定する。

(資格の喪失)

- 第6条 次の場合に特別組合員は資格を失う。
 - 1) 死亡
 - 2)組合員でなくなったとき
 - 3)組合除名処分をうけたとき
 - 4) 第2条の条件のいずれかに該当しなく なったとき

(規程の変更)

第7条 この規程の変更は組合理事会において、 出席構成員の過半数の議決を必要とする。 (規程の実施)

- 第8条 この規程は平成18年4月17日第1回理 事会の議決により、平成18年6月1日から 施行する。
 - 2. この規定の変更は平成 25 年 12 月 9 日 第 4 回理事会の議決により平成 26 年 1 月 1 日から施行する。
 - 3. この規定の変更は平成 28 年 5 月 16 日 第 54 回総代会の議決により平成 28 年 5 月 17 日から施行する。
 - 4. この規程の変更は平成30年12月3日 第5回理事会の議決により即日実施する。
 - 5. この規定の変更は令和2年6月1日第 58回総代会の議決により即日実施する。

三重県美容業生活衛生同業組合 ②共済見舞金制度規程

(規程の準拠)

第1条 この規程は三重県美容業生活衛生同業 組合定款(以下定款という)第7条第15 号により設置し、三重県美容業生活衛生 同業組合共済見舞金制度(以下共済会と いう)と称す。

(目 的)

第2条本会は会員相互の共済及び福利増進を 図ることを目的とする。

(加入と会員)

第3条 本会は三重県美容業生活衛生同業組合 員(以下組合員という)及びその従業員 (美容師免許取得者)をもって組織する。

- 2. 組合員は全員本会に入会するを本則とする。但し、一店舗1口とし、複数加入者(支店加入)の場合は第4条1)及び2)の給付を一口分とする。
- 3. 従業員は自由加入とし、組合員の要請により、所属支部長の承認によって会員となることができる。但し、第4条3)の給付を除く。

(共済会の事業)

- 第4条 本会は第2条の目的を達成する為次の 事業を行う。
 - 1) 死亡弔慰金の給付
 - 2) 疾病障害見舞金の給付
 - 3) 災害見舞金の給付
 - 4) 廃業による退会者への還付金の給付
 - 5) 会員の福利厚生に関する施設、及びそ の事業
 - 2. 前3)の給付対象は店舗部分に限り、 境界が不明な場合は案分して勘案する。

(資格の喪失)

- 第5条 会員が次の各号の1に該当するときは、 その時点から会員の資格を失う。
 - 1) 死亡
 - 2) 廃業による退会又は組合員の資格を 喪失したとき
 - 3) 県外に転出のとき

(権利と会費)

- 第6条 会員は第4条により給付を受ける権利 及び施設並びに事業を利用する権利を有 し、別に定める会費を納入する義務を負 う。但し、複数加入者及び従業員に対す る給付はそれぞれの規定による。
- 第7条 前条の権利は他人に譲渡し、又は担保 に供することはできない。

(加入申込と加入金)

- 第8条 組合員は組合加入と同時に、共済会加入申込書及び加入金を提出して会員となる。
 - 2. 従業員が会員となるには前項によるほか、組合員の要請及び所属支部長の承認を得て会員となる。

(継続加入)

第9条 組合員が会員となった日より3年を経ずして退会するときは、その後継者は継続加入することができる。

2. 前項の後継者とは定款第 11 条に定める 者とする。

(給付金額)

第10条 第4条1)、2)、3)、4)、各号の給付の 額については別表に定める。但し、会の充 実、時勢の変化進展に応じ、理事会の議を 経てこれを変更又は増減額することがで きる。

(程度、等級の判定)

第11条 災害の程度及び見舞金の等級の判定は、 理事長及び運営委員が行い、必要な場合は 当該見舞金請求会員の所属支部長も加わ ることができる。

(給付の請求)

- 第12条 給付は会員又は遺族の請求により行う。 但し、次の各号に該当する場合はその一部、 又は全部を給付しないことがある。
 - 1) 不時の事態により多数の死亡者が同時にあった場合
 - 2) 天災地変により同時に多数の被災者がでた場合
 - 3) 死亡 中慰金、傷害、災害見舞金の給付 の原因が会員の故意によるとき
 - 4) 給付金を受ける原因に虚偽の事項があったとき
 - 5) 会員が義務履行をしないとき
 - 6) 給付金の請求受領に不備の事実があったとき

(給付請求期間)

第13条 給付はその原因である事実が発生した 日から6ヶ月以内に請求しなければ受給 の権利は消滅する。

(追 給)

第14条 疾病、災害等により給付を受けたる後、 病状又は災害が加害した場合にはその状 況により追給することができる。但し、追 給は治療期間中の変化、入院の延長に限り、 前給分を差引くものとする。

(経由)

第15条 給付金の請求及び給付金の授受は所属 支部長を経由して行う。

(原 資)

- 第16条 本会の基金及び経費は次のものをもってあてる。
 - 1) 加入金及び会費

- 2) 寄付金
- 3) その他の収入

(会 計)

第17条 本会の収支は特別会計とし、独立した 基金予算を計上するものとする。なお、予 算に定めた各科目の金額は理事会の議決 を経て科目流用することができる。

(基 金)

第18条 基金は本会の主目的たる給付に支障なきを期するため、常に保有すべき資金の限度を定め他の用途に流用することを禁ず。 限度額については毎事業年度当初の理事会において決定するものとする。

(基金保全)

第19条 基金は理事会の議決により前条以外の 資金をもって事業資金に充当し、又は特別 の出支等を行う場合のほか、全て信用ある 金融機関に預け入れなければならない。

(加入金と会費の納入)

- 第20条 会員は入会と同時に加入金のほか、会費を毎月25日までに所属支部長を経由して会に納入しなければならない。
 - 1) 加入金

1,000 円

2) 会費(月)

200 円

(運営委員)

- 第21条 本会に理事長(運営委員長)、及び理事 長の指名により組合役員の内から運営委 員3名をおく。
- 第22条 運営委員は委員会を組織し、本会の業務を執行する。
- 第23条 委員はその職務遂行のために要した費 用及び旅費等は、実費支弁を受けることが できる。

(職員)

- 第24条 会の業務を行うため専任の職員をおく ことができる。
 - 2. 事務局長は兼務とし、委員の命を受け業務全般を処理する。
 - 3. 書記は事務局長の指示に従い庶務に従 事する。

(会員台帳)

第25条 本会に会員台帳を備え、常に各支部の加入者情報を把握し、その台帳の整備にあたるものとする。

(支給条件等)

- 第26条 災害見舞金支給対象となる店舗は公的 罹災証明書を交付された届け出店舗とす る。但し、共済会運営委員会で認めたもの はその限りではない。
 - 2. 疾病障害見舞金を受給した会員が、その後同要因にて複数回入院した場合は、 その入院日数を累計した当該見舞金から 既支給分を差し引いて給付する。但し、 同年度内の入院を対象とする。
 - 3. 会員の死亡による葬儀式に際しては理事長名により供花一基を送る。
 - 4. 在会期間中に疾病障害見舞金、災害見 舞金の一方又は両方の給付を受けた会員 には退会還付金を支給しない。

(規程の変更)

第27条 この規程の変更は、理事会において出 席構成員の3分の2以上の多数による議 決を必要とする。

(規程の実施)

- 第28条 この規程は昭和40年5月15日第3回 通常総代会の議決により、昭和40年2月 1日より実施する。
 - 2. この規程の変更は昭和 46 年 11 月 26 日第 5 回理事会の議決により、昭和 46 年 12 月 1 日より実施する。
 - 3. この規程の変更は昭和 51 年 4 月 28 日 第1回理事会の議決により、昭和 51 年 6 月1日より実施する。
 - 4. この規程の変更は平成5年3月31日第7回理事会の議決により、平成5年4月1日より実施する。
 - 5.この規程の変更は平成9年4月28日第 1回理事会の議決により、平成9年4月1 日より実施する。
 - 6. この規程の変更は平成 11 年 12 月 6 日 第 3 回理事会の議決により実施する。
 - 7. この規程の変更は平成 14 年 3 月 19 日 第 6 回理事会の議決により、平成 14 年 4 月 1 日より実施する。
 - 8. この規程の変更は平成22年4月26日 第1回理事会の議決により、平成22年4 月1日より実施する。
 - 9. この規程の変更は平成 25 年 5 月 20 日 第 51 回通常総代会の議決により、平成 25 年 5 月 21 日より実施する。

10. この規程の変更は平成30年12月3日第5回理事会の議決により、即日実施する。

<別 表>

- 1) 給付金表(還付金表)
- 17 相目显然(延目显然)
- 2) 死亡給付金請求書 3) 療養見舞金請求書
- 4) 災害見舞金請求書
- 5) 退会還付金請求書
- 6) 共済会加入申込書
- 7) 従業員加入申込書
- 8) 給付金受領書
- 9) 加入者台帳

<給付金表>				
区 分		組合員	従業員	
	死亡弔慰金	100,00円	100,00円	
疾	入 院			
病	1年以上	80,000円	80,000円	
障	180 目以上	60,000円	60,000 円	
害	90 日以上	50,000円	50,000 円	
見	60 目以上	40,000 円	40,000 円	
元 舞	30 日以上	35,000円	35,000 円	
金金	14 日以上	20,000円	20,000 円	
並	5 目以上	15,000円	15,000 円	
災				
害	(店舗)			
見	全焼・全壊	200,000 円	\times	
舞	半焼・半壊	100,000 円		
金				

<還付金表>				
区 分	在会年数	還付金		
	満 40 年以上	15,000 円		
 転業・廃業	満 30 年以上	12,500 円		
料果・廃業 による退会	満 20 年以上	10,000 円		
による返去 環付金	満 15 年以上	7,500円		
逐刊 並 	満 10 年以上	5,000円		
	満 5 年以上	2,500 円		

◎理事会傍聴規則

(目 的)

第1条 本組合の様々な事業を運営・実施するための活動方針を審議決定する理事会を広く組合員に公開し、情報公開の一環とすると共に、直接理事会を傍聴することにより事業への理解と参加意識を高め、積極的な協力を促進することを目的とする。

(定員・資格)

第2条 1回の理事会につき、傍聴人の定員は5 名とする。但し、傍聴人は組合員とし、傍 聴希望者が6名以上の場合は申し込み先着 順とする。

(申 込)

第3条 傍聴希望者は支部を通じて組合事務局へ 申し込み、傍聴券及び傍聴規則の交付を受 けた場合にのみ傍聴できる。

(交 付)

第4条 理事長は、傍聴申込者が適格である場合 は、傍聴券及び傍聴規則を交付する。

(傍 聴)

第5条 傍聴人は会議当日傍聴券を持参し、所属 支部長の確認の後、理事会開会までに会議 場の指定された傍聴席に着座しなければな らない。

(禁止事項)

- 第6条 傍聴人は会議中、会議の進行、議案の審議に支障をきたす次の行為をしてはならない。【無許可発言、拍手、貼紙、襷、写真・ビデオ撮影、録音、飲食等】
- 第7条 傍聴人は審議中及び採決時に、議案に対して賛否の意思表示及び行為をしてはならない。

(指示・退場)

- 第8条 傍聴人は、会議中議長の指示があった場合はその指示に従わなければならない。
- 第9条 議長は、傍聴人が本規則に違反した場合、 あるいは指示に従わない場合は退場させ ることができる。

(費用負担)

第10条 傍聴人が傍聴に要する費用は、すべて傍 聴人の負担とする。

(その他)

第11条 この規則に定めるものの他、傍聴に関し 必要な事項は議長が裁定する。